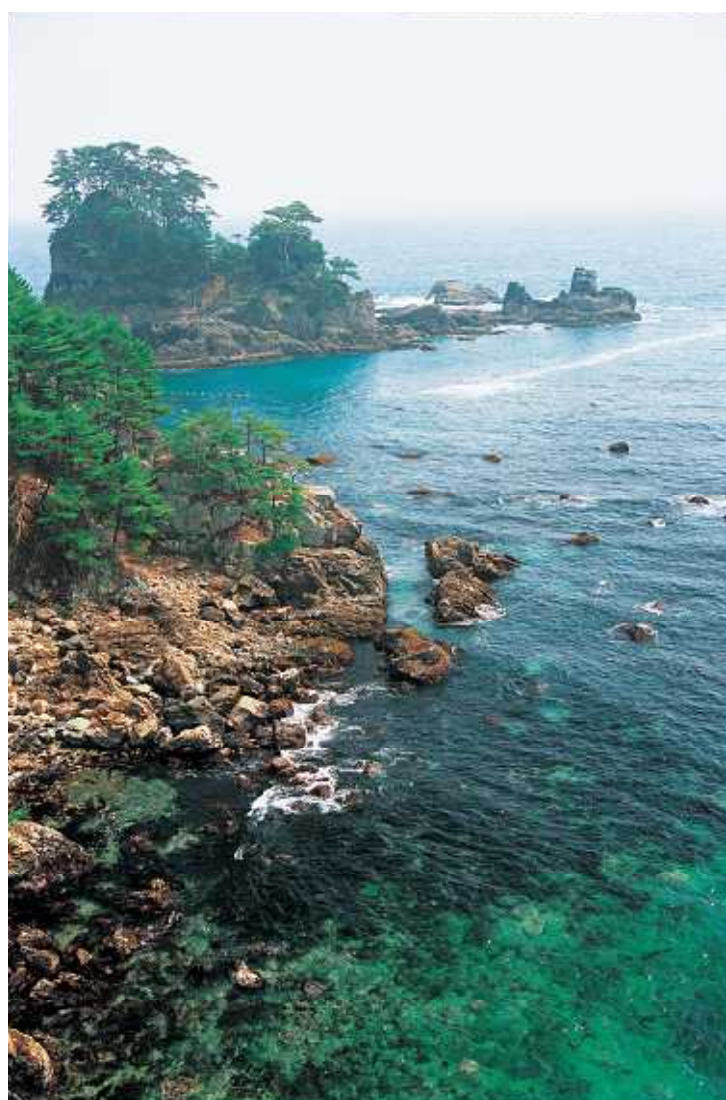


第2期

平成20(2008)年度

田野畑むらづくり基金 報告書



平成19年度田野畑村観光写真コンクール優秀賞作品
「春のリアス海岸」/佐藤 功さん(奥州市)

岩手県田野畑村

1 社会投資家である寄付者や村内外の皆様へ

皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日ごろから本村のむらづくりに対し格別のご支援、ご協力を賜り、心からお礼を申し上げます。

ここに、田野畑むらづくり基金（以下、基金）の第2期（平成20（2008）年度）の報告をさせていただきます。

この基金の仕組みは、村が提示した政策メニューの中から寄付者の方々が寄付金で選択することから、選挙に例えて「寄付による投票」と呼ばれています。寄付者の社会的なニーズを寄付金という形でくみ取り、政策に反映させようとするものです。この意味において、寄付者は「もう一人の投票者」であると同時に公益（パブリックベネフィット）を受け取ろうとする「社会投資家」とも言えるでしょう。

田野畑村では、「寄付による投票条例」を提唱している寄付市場協会（渡辺清会長）のご指導を仰ぎながら、平成19年10月に基金を導入することができました。「寄付による投票条例」の導入は、岩手県内では2番目、全国では28番目となりました。

政策メニューとしては、「自然環境の保全に関する事業」、「農山漁村の歴史文化の保存に関する事業」、「自然エネルギーの整備に関する事業」、「福祉および健康の推進に関する事業」、「子どもの教育および少子化対策に関する事業」の5つを提示しました。どの政策メニューも、田野畑村に不可欠なものにとらえています。

これらの政策メニューに対し多くの賛同者を得て、基金への寄付は、第1期が2,669,000円、今期は1,507,149円となっており、これまでの総額は4,176,149円（平成21年3月末）に達しました。

一方、運用益として今期に2,823円の基金利子が生じており、基金総額では4,178,972円となりました。

地方自治を取り巻く環境は、行財政改革や地方分権、人口減少、少子・高齢化などによって激変をしています。一方で、都市と地方の地域間格差が社会問題として浮上し、何らかのひずみが生じていると指摘されています。こうした中で、「地方の自立」に向けた模索が全国の自治体に求められています。

田野畑村では、そのためのツールとして「寄付による投票条例」を有効に活用していきたいと考えています。そして、このツールが「地方と都市の架け橋」と呼ばれるようになることを期待しています。同時に、寄付を通じた新たな地方自治のひとつのモデルを確立すべく努力していく方針です。

皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう深くお願い申し上げます。

平成21年4月

田野畑村長 上机 莞治

2 寄付の概況

第2期（平成20（2008）年度）は、寄付者延べ69人から総額1,507,149円、件数80件の寄付がありました。

政策メニュー別では、「自然環境の保全に関する事業」が175,000円（14件）、「農山漁村の歴史文化の保存に関する事業」が10,000円（2件）、「自然エネルギーの整備に関する事業」が10,000円（2件）、「福祉および健康の推進に関する事業」が170,000円（8件）、「子どもの教育および少子化対策に関する事業」が280,000円（32件）となっています。このほか「指定なし」が862,149円（22件）でした。

地域別では、田野畑村が666,649円（21件）次に岩手県（田野畑村を除く）が420,000円（23件）続いて東京都が136,500円（7件）埼玉県が125,000円（4件）茨城県が70,000円（12件）千葉県が30,000円（4件）神奈川県が25,000円（4件）などとなっています。

個人・団体別では、個人が1,280,500円（74件）団体が226,649円（6件）となっています。

寄付額別では、最高額が個人の300,000円でした。10,000円が37個人・団体と最も多くなっています。1個人・団体当たりの平均寄付額は21,842円（1件当たり18,839円）で、種別では個人が1人当たり20,325円（1件当たり17,304円）団体が1団体当たり37,774円（1件当たり37,774円）となっています。

なお、基金は定期預金として管理しているため、今期に2,823円の基金利子が生じ、第2期の基金総額は1,509,972円となりました。

3 寄付財源の事業化

寄付財源を予算化して事業は行っていません。今後、事業実施に向けた検討を重ね、より良い有効活用を図り、事業を展開していきます。

4 寄付のデータ

(1) 年度別

(単位 金額：円、件数：件、人数：人)

	平成 19 年度		平成 20 年度		合 計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数
自然環境の保全	231,000	19	175,000	14	406,000	33
歴史文化の保存	125,000	11	10,000	2	135,000	13
自然エネルギー	55,000	7	10,000	2	65,000	9
福祉・健康推進	215,000	19	170,000	8	385,000	27
子どもの教育	310,000	30	280,000	32	590,000	62
指定なし	1,733,000	34	862,149	22	2,595,149	56
合計	2,669,000	120	1,507,149	80	4,176,149	200
運用益	-	-	2,823	-	2,823	-
基金取り崩し	-	-	-	-	-	-
基金合計					4,178,972	200

	平成 19 年度			平成 20 年度			前年対比		
	金額	件数	人数	金額	件数	人数	金額	件数	人数
個人・団体	2,669,000	120	88	1,507,149	80	69	56.5%	67%	78%
うち個人	2,249,000	103	80	1,280,500	74	63	56.9%	72%	79%
うち団体	420,000	17	8	226,649	6	6	54.0%	35%	75%
うち不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別	2,669,000	120	88	1,507,149	80	69	56.5%	67%	78%
うち村内	510,000	38	29	666,649	21	17	130.7%	55%	59%
うち県内	736,000	45	34	420,000	23	21	57.1%	51%	62%
うち県外	1,423,000	37	25	420,500	36	31	29.6%	97%	124%
うち不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-

1件あたり 寄付額	22,241	18,839	84.7%
個人1人あたり 寄付額	28,112	20,325	72.3%
団体1組あたり 寄付額	52,500	37,774	72.0%

(2) 月別

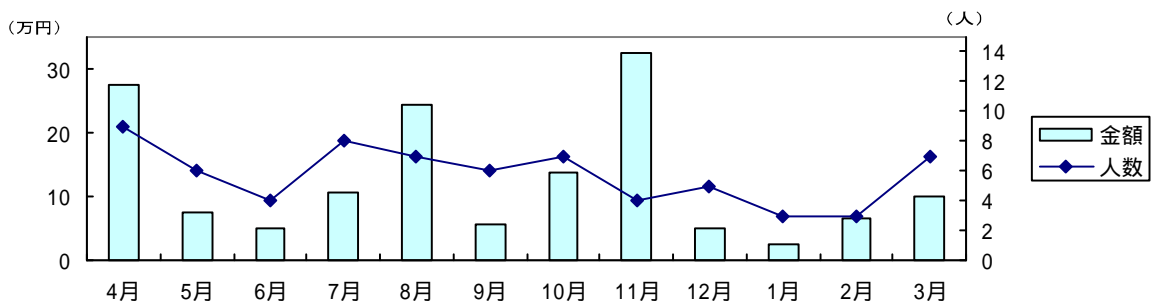
(単位 金額：円、件数：件、人数：人)

	自然環境の保全		歴史文化の保存		自然環境*		福祉・健康推進	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
4月	60,000	2	5,000	1	0	0	55,000	2
5月	10,000	1	0	0	5,000	1	0	0
6月	15,000	2	0	0	0	0	15,000	2
7月	20,000	2	0	0	0	0	50,000	1
8月	10,000	2	0	0	5,000	1	0	0
9月	5,000	1	0	0	0	0	10,000	1
10月	30,000	1	0	0	0	0	0	0
11月	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	10,000	1	0	0	0	0	10,000	1
1月	10,000	1	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	5,000	1	5,000	1	0	0	30,000	1
合計	175,000	14	10,000	2	10,000	2	170,000	8
運用益	-	-	-	-	-	-	-	-
基金計	175,000	-	10,000	-	10,000	-	170,000	-

	子どもの教育		指定なし		合計		
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	人数
4月	30,000	3	125,000	4	275,000	12	9
5月	15,000	2	46,649	3	76,649	7	6
6月	20,000	2	0	0	50,000	6	4
7月	10,000	1	26,500	4	106,500	8	8
8月	25,000	3	203,000	3	243,000	9	7
9月	30,000	4	10,000	1	55,000	7	6
10月	15,000	2	91,000	4	136,000	7	7
11月	25,000	3	300,000	1	325,000	4	4
12月	30,000	4	0	0	50,000	6	5
1月	15,000	2	0	0	25,000	3	3
2月	15,000	2	50,000	1	65,000	3	3
3月	50,000	4	10,000	1	100,000	8	7
合計	280,000	32	862,149	22	1,507,149	80	69
運用益	-	-	-	-	2,823	-	-
基金計	280,000	-	862,149	-	1,509,972	-	-

注) 1回の寄付で複数の用途を指定することがあるため、各用途の件数の和は人数と一致しません。

■月別グラフ



(3) 地域別

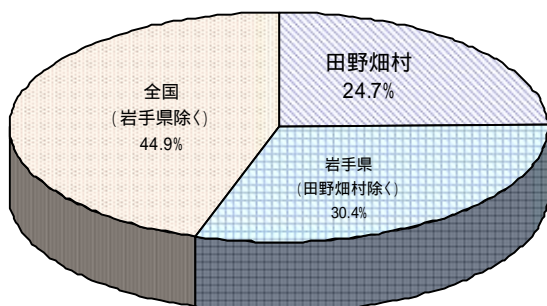
(単位 金額：円、件数：件、人数：人)

	自然環境の保全		歴史文化の保存		自然環境 -		福祉・健康推進	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
田野畑村	80,000	4					100,000	4
岩手県	35,000	2	5,000	1	5,000	1	50,000	1
青森県								
栃木県								
茨城県	5,000	1			5,000	1		
埼玉県	25,000	3						
千葉県			5,000	1			5,000	1
東京都	15,000	2						
神奈川県	5,000	1					15,000	2
滋賀県								
兵庫県	10,000	1						
長崎県								
合計	175,000	14	10,000	2	10,000	2	170,000	8

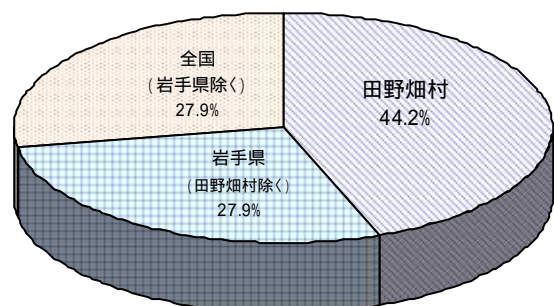
	子どもの教育		指定なし		合計		
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	人数
田野畑村	50,000	6	436,649	7	666,649	21	17
岩手県	165,000	15	160,000	3	420,000	23	21
青森県			10,000	1	10,000	1	1
栃木県			3,000	1	3,000	1	1
茨城県	60,000	10			70,000	12	10
埼玉県			100,000	1	125,000	4	4
千葉県			20,000	2	30,000	4	3
東京都	5,000	1	116,500	4	136,500	7	6
神奈川県			5,000	1	25,000	4	3
滋賀県			1,000	1	1,000	1	1
兵庫県					10,000	1	1
長崎県			10,000	1	10,000	1	1
合計	280,000	32	862,149	22	1,507,149	80	69

注) 岩手県は、田野畑村を除く。

■地域別人数



■地域別金額



(4) 個人・団体別

(単位 金額：円、件数：件、人数：人・団体)

	自然環境の保全		歴史文化の保存		自然環境*		福祉・健康推進	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
個人	135,000	12	10,000	2	10,000	2	170,000	8
団体	40,000	2						
不明								
合計	175,000	14	10,000	2	10,000	2	170,000	8

	子どもの教育		指定なし		合計		
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	人数
個人	280,000	32	675,500	18	1,280,500	74	63
団体			186,649	4	226,649	6	6
不明					0	-	-
合計	280,000	32	862,149	22	1,507,149	80	69

注) 1回の寄付で複数の用途を指定することがあるため、各用途の件数の和は人数と一致しません。

(5) 寄付額別

(単位：人、団体)

	個人	団体	不明	計
1,000	1			1
1,500	1			1
3,000	1			1
5,000	12			12
10,000	35	2		37
15,000	1			1
20,000	3			3
26,649		1		1
30,000	3	1		4
50,000	2	1		3
100,000	3	1		4
300,000	1			1
合計	63	6	0	69

(6) 個人の寄付者の方々 (敬称略)

畠山 久造	岩手県下閉伊郡田野畑村	300,000 円	
佐々木 純吉	岩手県盛岡市	120,000 円	(1 万円 × 12 回)
N ・ M	岩手県下閉伊郡田野畑村	100,000 円	
M ・ K	岩手県盛岡市	100,000 円	
久慈 英朗	東京都世田谷区	100,000 円	
T ・ N	茨城県水戸市	60,000 円	(9 回)
牧原 喜次郎	岩手県盛岡市	50,000 円	
S ・ S	岩手県盛岡市	50,000 円	
N ・ K	岩手県下閉伊郡田野畑村	30,000 円	
M ・ S	岩手県奥州市	30,000 円	
畑山 正明	岩手県下閉伊郡田野畑村	30,000 円	
佐々木 武義	岩手県下閉伊郡田野畑村	20,000 円	
畠山 幸一	岩手県下閉伊郡田野畑村	20,000 円	
田中 盛茂	岩手県下閉伊郡田野畑村	20,000 円	
畠山 正一	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円	
M ・ U	千葉県浦安市	10,000 円	
H ・ K	青森県上北郡おいらせ町	10,000 円	
R ・ S	千葉県松戸市	10,000 円	
S ・ M	埼玉県比企郡嵐山町	10,000 円	
I ・ K	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円	
T ・ S	岩手県盛岡市	10,000 円	
藤野 知代	岩手県盛岡市	10,000 円	
鈴木 信平	神奈川県横浜市	10,000 円	
大澤 栄美	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円	
菊地 繁	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円	
高橋 誠二	埼玉県さいたま市	10,000 円	
島津 護	東京都渋谷区	10,000 円	
森 徹	茨城県取手市	10,000 円	
保阪 良子	東京都豊島区	10,000 円	
T ・ T	神奈川県横須賀市	10,000 円	
手嶋 孝・祝子	長崎県長崎市	10,000 円	
Y ・ S	千葉県市川市	10,000 円	
T ・ F	岩手県大船渡市	10,000 円	
菊地 寛	東京都北区	10,000 円	

佐藤 辰男	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円
平井 泰	岩手県宮古市	10,000 円
R ・ S	神奈川県横浜市	5,000 円
S ・ M	東京都調布市	5,000 円
S ・ I	埼玉県新座市	5,000 円
T ・ K	岩手県下閉伊郡田野畑村	5,000 円
K ・ S	岩手県下閉伊郡田野畑村	5,000 円
T ・ W	栃木県鹿沼市	3,000 円
T ・ K	東京都品川区	1,500 円
M ・ F	滋賀県伊香郡西浅井町	1,000 円

注) 氏名等の個人情報の掲載については、ご本人の了解が確認できた方のみとし、掲載を望まない方および不明な方は、匿名としました。

(7) 団体の寄付者の方々 (敬称略)

在京田野畑村ふるさと会	埼玉県比企郡嵐山町	100,000 円
産直プラザ思惟大橋利用組合	岩手県下閉伊郡田野畑村	50,000 円
有限会社 庭樹園	岩手県宮古市	30,000 円
ニッパチ会	岩手県下閉伊郡田野畑村	26,649 円
株式会社チューオーツーリスト	兵庫県西宮市	10,000 円
子・丑年の会還暦祝発起人会	岩手県下閉伊郡田野畑村	10,000 円

(8) 寄付者からのメッセージ

厳しい自然だからこそ手つかずに残されて来た観光資源。破壊にならないようなPRや商売に工夫を!! 診療所の運営のため、すずめの涙一滴。(千葉県浦安市・個人)

ふるさと会や還暦祝に村長さんがおいでになり、とても身近に感じて嬉しく思いました。これからも益々頑張ってくださいたいです。(青森県上北郡おいらせ町・個人)

勇壮で輝きのある自然と人々の温もりのある田野畑村は私の心の拠りどころであり、元気の源です。感謝しています。「基金」については心情的な思いとは別に「ふるさと納税制」の呼び水にならなければと懸念しています。(神奈川県横浜市・個人)

「北山崎」の展望台からのながめ、そして、サッパ船からの身近に迫力あるリアス海岸をみせていただき家族一同感動いたしました。このすばらしい自然の資源をいつまでも守っていただきたく思います。(埼玉県さいたま市・個人)

岩手県沿岸北部地震被災建物(教育委員会関係、例えば民俗資料館)の修復に一助いたしたく。(東京都渋谷区・個人)

8月5日サッパ船に乗船しました。すばらしい絶景と親切丁寧な案内に感動しました。(埼玉県新座市・個人)

サッパ舟に乗せていただき、すばらしい景色に感動しました。職場体験の高校生さんと一緒に乗って楽しい旅になりました。(栃木県鹿沼市・個人)

早稲田大学穂積県教室の卒業生です。昨年夏、研究室の皆と共に田野畑村の中学校や郷土資料館などをご案内いただきお世話になりました。去る7/24の岩手県沿岸北部地震では、そうした施設にも被害があったと聞き心配しております。少額ですが復旧に役立てていただければと思います。(茨城県取手市・個人)

今年の7月、ひらいが海荘に泊まり、家族と4日間過ごしました。21年前と同じ自然の美しさとお料理のおいしさに感謝の気持ちで一杯です。サッパ船、トレッキングでは詳しく、親切な説明ありがとうございます。(東京都豊島区・個人)

自然環境の良さだけでなく、村内の人々の義理人情の良さも天下一品だと思います。(岩手県宮古市・団体)

田野畑の皆様には毎朝感謝しております。生かして頂いてありがとうございます。(東京都北区・個人)

甚だ些少ではありますが、ご随意にお役立て下さい。(千葉県市川市・個人)

田野畑ファンです。ずっと気になっていましたが、やっと協力できそうです。(岩手県宮古市・個人)

応援しています。(岩手県奥州市・個人)

5 政策メニューリスト

(1) 自然環境の保全に関する事業

北山崎の断崖に自生しているシロバナシャクナゲ群落は、昭和 29 年に岩手県の天然記念物に指定されましたが、原因不明の枯損や盗掘などにより、その数は激減しています。

自然環境保全のシンボルとしてシロバナシャクナゲ園を造成するなど、自然環境の保全と意識啓発に努めます。

事業内容： シロバナシャクナゲ群落の再生事業、国立公園内自然遊歩道の適正管理

(2) 農山漁村の歴史文化の保存に関する事業

水産庁の「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」(平成 18 年 2 月)に選ばれた机浜漁村番屋群では、地元住民らが保存活用協議会を設立し、保存と継承活動等を展開しています。

この取り組みを支援するとともに、漁村文化を後世に伝え、都市住民との交流の場として活用していきます。

事業内容： 机浜漁村番屋群の保全、継承活動への支援

(3) 自然エネルギーの整備に関する事業

田野畑村の 84%は山林で、昭和時代は炭焼きが盛んでした。山林は二酸化炭素を吸収し、酸素を供給します。化石燃料は便利ですが、二酸化炭素排出による地球温暖化など、新たな問題も生じさせました。

環境に優しい自然エネルギーを普及させ、地球環境の浄化に貢献します。

事業内容： 太陽光発電の設置および普及、ペレット・薪ストーブの設置および普及

(4) 福祉および健康の推進に関する事業

平成 19 年 9 月現在、村の高齢化率は 30.5%で、近年は高齢者夫婦世帯(全世帯比 14.4%)や一人暮らし老人世帯(同 9.2%)が増加傾向にあります。

村では高齢者の安否確認や消費者問題の被害未然防止などに努めてきましたが、地方交付税の削減等により既存事業の維持さえ難しくなっています。

高齢者が住み慣れた家で安心して暮らせる在宅福祉サービスを提供します。

事業内容： 既存事業の維持

(5) 子どもの教育および少子化対策に関する事業

平成 19 年 9 月現在、村の 15 歳以下の人口比は 12.8%となっています。村では就学前児童の医療費無料化などによる少子化対策や、小中学校での教育環境整備等に努めてきましたが、地方交付税の削減等により既存事業の維持さえ難しくなってきました。

子育てをしやすい環境と教育環境の整備を進めます。

事業内容： 既存事業の維持

申し込み方法

「寄付申込書」で寄付金の使い道を指定し、申し込んでいただきます。

村から降り込みのご案内をしますので、指定の口座にお振り込みをお願いします。

振込手数料は本人負担となります。

寄付金の額

寄付金は、1口5,000円を原則として、何口でも受け付けます。

問い合わせ先

〒028 - 8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143 - 1

田野畑村役場 政策推進課 田野畑むらづくり基金担当

電話 0194 - 34 - 2111 F A X 0194 - 34 - 2632

e-mail inquiry@vill.tanohata.iwate.jp

【監修】 寄付市場協会 (JaDoMaC) 会長 渡辺清

6 田野畑むらづくり基金条例

平成 19 年 10 月 1 日公布

田野畑村条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、田野畑村のむらづくりに対する寄付金を広く募り、その寄付金を財源として、多様な人々の参加とその思いを具体化することにより、個性豊かで活力があり、安心して暮らせるむらづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第 2 条 前条に規定する寄付金を財源として行う事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 自然環境の保全に関する事業
- (2) 農山漁村の歴史文化の保存に関する事業
- (3) 自然エネルギーの整備に関する事業
- (4) 福祉及び健康の推進に関する事業
- (5) 子どもの教育及び少子化対策に関する事業

(基金の設置)

第 3 条 前条に規定する事業に充てるために寄付者から收受した寄付金を適正に管理運用するため、田野畑むらづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(寄付金の指定等)

第 4 条 寄付者は、第 2 条各号に規定する事業のうちから自らの寄付を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて收受した寄付金のうち前項に規定する事業の指定がない寄付金については、むらづくりの課題に応じて、村長が当該事業の指定を行うものとする。

(寄付者への配慮)

第 5 条 村長は、基金の積み立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金への積み立て)

第 6 条 基金として積み立てる額は、第 4 条の規定により寄付された相当額で予算の定めるところによる。

(基金の管理)

第 7 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第 8 条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第9条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第10条 村長は、この基金の運用状況を毎年度中間期と通期について、期末後1か月以内に公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 田野畑むらづくり基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田野畑むらづくり基金条例(平成19年田野畑村条例第15号。)に基づき、基金の積み立て、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受け入れ等)

第2条 寄付金は、寄付申込書(様式第1号)により随時受け付けるものとする。

(寄付金台帳の作成)

第3条 村長は、寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳(様式第2号)を作成しなければならない。

2 村長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておくなければならない。

(寄付金の額)

第4条 寄付金は、1口5千円とする。ただし、村長が認める場合は、この限りでない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。